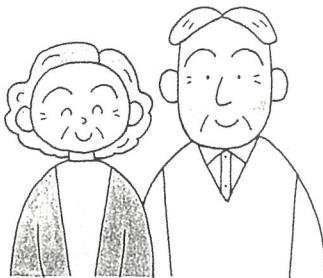


# 65歳以上の介護保険料

## ・平成13年度の保険料

『保険料の特別対策』措置により、今年度は本来の保険料の3/4(75%)を納めます。



所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で町県民税世帯非課税	世帯全員が町県民税非課税	本人が町県民税非課税	本人が町県民税課税で合計所得金額250万円未満	本人が町県民税課税で合計所得金額250万円以上
平成13年度年間保険料	9,922円	14,883円	19,845円	24,806円	29,767円

※保険料は所得に応じて5段階に区分されます。

## 保険料の納付方法は次のとおりです。

年金の受給額が年間18万円以上の方	昭和10年4月1日以前に生まれた方	年金の確定支払い(年6回)の際に保険料があらかじめ天引きされます。(特別徴収)
	昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までに生まれた方	7月から9月までの3回は納付書で納め(普通徴収)、10月からは年金確定支払いの際に、保険料があらかじめ天引きされます。(特別徴収)
・年金の受給額が年間18万円未満の方 ・老齢福祉年金、遺族年金、障害年金のみを受給している方		納付書で納めます。(普通徴収)

### ※普通徴収の方は納期が5期から8期になります。

平成13年度から普通徴収の納期が5期から8期になります。

7月から翌年2月までの8回に分けて納めることになります。

また、口座振替をご利用の方も、7月から翌年2月までの8回に分けて口座から引き落とされます。

### 年度の途中で65歳になる方 光町に転入された方

この場合13年度の保険料は月割りで計算し、納付することになります。

また、平成14年9月までは納付書で納め、年金の受給額が年間18万円以上の方は、平成14年10月の年金から保険料が天引きされます。



**普通徴収の方は、便利で確実な  
口座振替をご利用ください**

詳しくは税務課収税係まで問合せください

介護保険料に関する問合せ

税務課収税係 ☎⑧1211 内線1131